

## 指定予定者の選定結果について

担当課：都市活力部文化振興課

施設名
市立伊丹ミュージアム
所在地：伊丹市宮ノ前2丁目5番20号

上記施設は、従前の指定管理施設に柿衛文庫と博物館機能を加えて統合し、新たに一つの施設として指定管理者となる団体（指定予定者）の選定を行いました。

選定結果の概要は、以下のとおりです。

選定団体（指定予定者）	
名称	伊丹ミュージアム運営共同事業体
代表者	公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団 理事長 二宮 叔枝
所在地	伊丹市宮ノ前2丁目5番20号
指定期間（予定）	
令和4（2022）年4月1日 から 令和7（2025）年3月31日 まで（3年間）	
選定方法（公募・非公募の別）	
非公募	
選定理由	
<p>当該施設は、伊丹市立美術館、伊丹市立伊丹郷町館、伊丹市立工芸センター、柿衛文庫から成る文化ゾーンである「みやのまえ文化の郷」に博物館機能を加え、令和4年度より歴史・文化・芸術に係る総合的な発信拠点施設として新たにオープンする施設であり、歴史、文化及び芸術に関する事業を推進することにより、市民の教養の向上並びに文化及び芸術の振興を図るとともに、まちのにぎわいに寄与することを設置目的としている。</p> <p>上記設置目的は、当該施設の事業を、第6次伊丹市総合計画における歴史・文化施策の基本方針「郷土への愛着と心の豊かさを実感しながら暮らせるまち」を目指す各種施策と一体的に進めることで、より効果的・効率的に達成することができる。</p> <p>加えて、当該共同事業体の構成団体である公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団は文化施設をはじめとする多様な施設の運営実績を有し、また同じく構成団体である公益財団法人柿衛文庫は学術上価値のある俳諧資料を有し、両者ともに、これまで様々な文化・芸術の価値を市民に広く発信してきた法人であることから、当該施設の事業を最も適切に運営できると考えられる。</p> <p>以上のことから、伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項第2号の規定に該当するため、非公募により選定する。</p>	

指定予定者として選定された団体につきましては、市議会での議決を経て、正式に指定管理者として指定します。